

県外産業廃棄物の市内最終処分協議書

(あて先) 千葉市長

住 所  
 排出事業者 電話番号  
 氏 名  
 (法人にあつては主たる  
 事業所の所在地, 名称  
 及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 事 業 場	名 称				
	所 在 地				
	産業廃棄物管理 責任者の氏名				
発 注 者 (排出事業場が 建設工事現場で ある場合に限る)	氏 名				
	住 所				
	代 表 者				
市内最終処分を する産業廃棄物	種 類				
	数量 (単位)	( )	( )	( )	
市内最終処分を行う期間		年 月 日	～	年 月 日	
市 分 内 の 最 受 託 者	産業廃棄物 収集・ 運搬業者	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号	市内		県外
最 受 託 者	産業廃棄物 処分業者	氏 名			
		住 所			
		許 可 番 号			
運 搬 先 の 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	名 称				
	所 在 地				
	処 分 の 方 法	1 安定型	2 管理型	3 遮断型	
市内最終処分を行おうとする理由					

受 付 印

1. 市内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m<sup>3</sup>, t, kg, kl の内該当するものを記載すること。
2. 市内最終処分をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
3. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
4. 市内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を市内最終処分の受託者欄に記載すること。
5. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。